

## 広島市障害者施策推進協議会（平成 24 年度第 6 回）会議要旨

### 1 会議名

平成 24 年度第 6 回広島市障害者施策推進協議会

### 2 開催日時・場所

平成 25 年（2013 年）3 月 4 日（月）19：00～21：00 広島市役所 14 階第 7 会議室

### 3 出席委員（13 名）

間野会長、堀田会長職務代理、天方委員、浦邊委員、岡村委員、奥田委員、落合委員、金子委員、古池委員、後藤委員、榊委員、田中委員、中神委員、中川委員、永田委員、西川委員、濱田委員、船津委員、山田委員、和田委員

### 4 事務局（9 名）

健康福祉局長、障害福祉部長、障害福祉課長、障害自立支援課長、精神保健福祉課長、健康福祉企画課長、障害児支援担当課長、住宅政策課長、特別支援教育課長  
（各役職については代理である場合を含む。）

### 5 傍聴人

0 人

### 6 議題

(1) 議題：広島市障害者計画（素）について

### 7 会議資料

広島市障害者計画〔2013 - 2017〕（案）

参考資料 1 市民意見募集の結果等

参考資料 2 広島市障害者計画〔2013 - 2017〕（案）の主な修正箇所

参考資料 3 広島市障害者計画〔2013 - 2017〕（案）の概要

参考資料 4 障害者に対する「基礎的な生活支援」と「社会参加活動の促進」を効果的に行うための障害者を支援する事業の再編について

（間野会長）

只今より平成 24 年度第 6 回の広島市障害者施策推進協議会を開会致します。委員の皆さま方におきましては年度末でご多忙中のところ出席頂きましてありがとうございます。それでは早速お手元の次第に従いまして議事を進めさせて頂きたいと思っております。本日の議題は広島市障害者計画（案）につ

いてということで、いよいよ大詰めということで皆さんから今まで頂いた意見が集約されてあります。今日はそれについて議論したいと思いますので、事務局の方からまず説明を頂きたいと思います。よろしくをお願いします。

#### 【広島市障害者計画（案）について】

資料及び参考資料を事務局（障害福祉課長）から説明した。

（間野会長）

はい、ありがとうございました。すごい分厚い冊子になったみたいです。これまで主に議論してきたのは本編ですね。59 ページまでの本文のところについて議論してきたわけですが、前からも言っていたようにそれ以外の施策についてもちゃんと入れなきゃいけないということ。その他、関連する資料を付け加えたものと、それで広島市障害者計画の案ということでまとめて頂いたということでございます。まず僕から簡単な質問ですが、この障害者計画という冊子をまた作られるんだと思うんですが、その冊子はこの2百何ページ全部入れたやつを作るという理解でよろしいのでしょうか。

（障害福祉課長）

全てまとめたものが計画となりますので、ただアンケートの部分が幾分、分厚くなっているところもあって縮尺するかということで、ページ数が少なくなったりすることはありますけども、中身としてはこれが全てと考えて頂いて間違いないと思います。

（間野会長）

なるほど、ページ数を減らすために縮小はするかもしれないけども内容的にはやっぱりアンケート調査の結果もちゃんと載せますということですね。はい、ということで議論に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。基本的にはまず確認して頂きたいのは参考資料 2 で前回の協議会で出てきた意見について事務局の方で修正を加えておりますが、これがそのご意見を頂いた方から見て、それで良かったのかどうかという確認をしてください。それ以外でも今日はまとめの会でもありますので、それ以外でも気になったところ等ありましたらご発言頂ければと思いますけどいかがでしょうか。はい、金子委員。

（金子委員）

本当にここまでやってきたなという感慨も深いんですが、私のお話をしたこともしっかり反映して頂いてありがとうございます。そして市民意見も見せて頂きましたけど、ほぼ私達がここで議論したような話と重なるかなというところで、ちゃんと取り入れているんじゃないかなというふうに思っております。1つ23 ページの「防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進」というところで、私も防犯についてもうちょっと載せて頂きたいというところで触法障害者の話が出たんですが、それについて例えば24 ページの施策の方向性というところで、防犯というところがあんまり見えないんですね。災害時要援護というのも災害の方ですし、それでここでもかなり議論になったと思うんですが、障害を持つ人達が犯罪を犯した場合は、犯罪者になることによって家族が見離すっていうことは結構ある話ですし、保護司が付かない状態で外へ出てしまって、結局ちゃんと福祉サービスも使えな

いし、累犯をおこしてしまうというようなことが結構報じられています。そこでやっぱり福祉の支援が届かないことで罪を犯してしまう障害者を減らすよう、例えば地域定着支援センター等の広報、理解、啓発活動、そういう支援を必ず必要な方にするということと、それからそういう人達が住んでいる地域では非常に心配がられる。私達のグループホームもそうですが、知的障害者の人がこんな所に住んで大丈夫なのっていうふうに言われます。そういう理解、啓発ですよね。そういうふうなこともここに何らかの形で入れて頂けないかなというふうに思いました。25 ページも「減らそう犯罪推進事業」というふうにあります。ここに先程言ったような福祉の支援が届かないことで罪を犯す障害者を減らすよう、例えば広報、理解活動を取組むとかね、そういうふうな文言が入れて頂けないかなというふうに思いました。

(間野会長)

はい、そうですね。確かに防犯のことはあまり書かれていないなという感じがします。これ、事務局の方いかがでしょうか。

(西川委員)

私も今金子委員さんのご意見に賛成なんですけれども、本当に受け皿としての福祉関係者が理解がないというか、犯罪に対する理解というのが非常にないんですね。それと共に司法も適切な理解がないために、裁判そのものが成り立っていないんじゃないかなという。あるいは警察の中での取り調べなんかでも理解不足というような問題もあるんでね、その辺りも是非せつかく入れて頂いたんで、これはこれからの実施の中で色々検討していく必要があるなというふうに思ってます。是非、福祉関係者共々そういうあたりの研修何かも含めて、今後、是非取組んで頂きたいなという。従って計画の中には金子委員さんが言われたようなことをちょっと含めて入れて頂ければ有り難いなというふうに思っております。

(障害福祉課長)

はい、いわゆる 26 年度から国も検討する地域移行支援、地域定着支援の拡大にも関ることだというようにまず理解しております。こちらは 23 ページで「安心して暮らせる住まいの確保」であったりとか、後は 29 ページの「相談支援体制の整備・充実」というところに掲げさせて頂いておるところでございます。これを防災・防犯等の対策ということで、触法で矯正施設から出られた障害者について、ここに入れるかというところでございますけれども、ちょっと庁内の方での検討をして、特に最初私として悩んだのが障害者で、触法で矯正施設から出られたときにこの防犯のところ こういった事業を出すのは、あまりにもぎらつき過ぎないのかなというふうなところもあって、ちょっとその感覚が難しいところがあって悩ましいところではあったんですけども、そういう取り組みが非常に重要でそれがまた新たな再犯に繋がってしまうというふうなところの認識が高いということで、入れることについても検討したいと思っております。いずれにしても庁内で検討させて頂いて、お任せ頂ければと思います。

(田中委員)

全体を見て沢山の意見を取り入れて頂いて私は大変有り難いと思っております。で、今の意見なん

ですが地域定着の方、社会福祉士会が今取組んでおりますが、これは防犯というのは犯罪者から市民を守るという意味があつて、この地域定着の中で触法の方の地域で暮らされるということにおいては、それは防犯ではなくて権利を守る取組の方に入れて頂かないと触法の方を防犯するということで、やっぱりちょっと視点が逆になると思います。今、課長さんがおっしゃった通りでこれは防犯ではなくて、防犯というのはあくまで障害者からから、犯罪から障害者を守るという視点なんです、触法の方が地域で暮らすというところは犯罪を、罪をもう刑務所等で清算をして出て来ておられるということにおいては、その方が地域で暮らすという意味での権利を守るということになると思います。虐待防止等の体制とか地域で暮らすというところに、ここにも今課長さんがおっしゃったように、住居、それから地域定着、雇用支援というところに散らばってはいるんですが、やっぱり権利擁護の中に私は入れて頂きたいと思います。

(間野会長)

確かに難しいところがありそうですが、しかも確か今回初めて国の方がこの辺のことを取り上げようとして、国がどの辺りのことを出してくるのかというのはまだ分らない状態の中で、ちょっと書きにくいという面もあつたのかなとは思いますが、タイトルとしても防災・防犯とあるわけですので、やはり防犯で何をするのかというのはある種抽象的に書かざるを得ないのかなという感じもしますけれども、その辺りどこに入れるかということも含めて検討して頂ければと思います。そういうことでよろしいでしょうか。はい、他いかがでしょうか。

(榊委員)

お尋ねするんですけど、前回の基本計画を作った時は広島市新障害者基本計画として大枠のものを作って、その後、福祉計画ということで具体的な数値も含めたものとして流れてきたように思うんですけども、今度の場合は障害者計画というふうなカタチで、ちょっとネーミングの問題が違っているのか単にそれだけなのか、その後の福祉計画っていう流れとの関係がどうなっているのか教えて頂ければと思います。

(障害福祉課長)

まず計画の名称でございます。まず広島市新障害者計画の後に、次にどういう名前を付けると言っていたら、新の後にまた更に新はどう書くのかと非常に難しいところがありました。それで基本に立ち返りましてこの計画というものは障害者基本法に基づく市町村障害者計画でございます。従いまして法律の名称に合わせて障害者計画とさせて頂きました。ただこれはまた5年後には更新していくものでございますので、年度につきましては計画の最後に今回では〔201－2017〕と記載させて頂きました。次は2018からということになるんですけども、今後更新する時にも同じ名前をベースに年度変えていくことで継続性が分かりやすいようにしたいということでございます。それで後、今回が障害福祉計画と一緒にしていない理由ということですが、まず障害者計画というものは障害者基本法に基づく計画でありまして、期間の定めがございません。一方で自立支援法に基づく障害福祉計画におきましては障害者計画との調和が保たれたものではない旨の規定が定められてます。委員がおっしゃる通り障害者計画の始期と障害者区福祉計画の始期が合っていることが最も望ましいとまず考えておりますが、本年度障害者計画というものを策定した場合に、障害福祉計画の終期を今

回の障害者計画の始期と合わせるとすると、障害者計画 2 年間の計画にしかならないんです。これだと長期的な計画として中々難しいのかなと考えたところがあります。福祉計画より短い基本計画は中々ないでしょうと、こういう概念でございます。それでこの計画を今言いましたように 3 年後の平成 29 年度までの 5 ヶ年とすると次の障害福祉計画の終期と全く同じことにすることが出来ます。そのときに合わせて一緒に出来る環境が整いますので、まずは今回は 5 年で、次の改定のときに福祉計画とぴったりと合わせるようにするというので今回 5 年として設定させて頂きました。合わせるのが理想だというのは正しくおっしゃる通りでございます。理想に合わせるために今回 5 年とさせて頂いたとこういうことでございます。

(榑委員)

今、最初にお 3 人の委員が述べられたことについてもこの障害者計画には直接触れてなくても、また福祉計画にもこれは入ってなかったと思うんです。ただこれは去年初めてそういうことがこの場で話し合われたことですから、中々私達の対応もそうですけど行政の対応もこれからだと思うんです。ただそれらは福祉計画の新しいものとしてたまたまし枠外の中身の何というのか、それで予算を付けることが難しいかどうか私には分かりませんが、非常に大きな問題として今後起こってくることなのでそれをご配慮頂きたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

(西川委員)

先程、修正箇所ということで、7 ページで行政が実施に責任を持つ事業という、行政が責任を持つというようなことが前回出されましたし、私もなるほどその通りだなというふうに思ったんですが、今、修正の考え方は非常にはっきりと具体的でいいんですけども「行政が実施に責任を持つ事業」ということについてはあまりそれは当たり前だと、一般論として当たり前だというふうに思ってたんですが、障害者団体が責任を持つということは、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思っていました。中身については後の修正の考え方でよく読めばその通りなんですけども、一般的には市民感情では、行政が責任を持って行う事業というのは当たり前できちっとやって頂きたいなというのと、だからそれはそれでいいんじゃないかなと。むしろ普通障害者団体が実施するのは修正の考え方通りだなというふうに私はちょっと思ったんですが、これは私の考え過ぎだったらそれは別に感想だけという感じでも結構です。

(障害福祉課長)

行政として責任を持たなければいけないことは責任を持つ。それは正しくおっしゃる通りだと思います。ただ、今回基本計画の我々の考え方としてなんですけど、実際行政がやるのか障害者団体がするのか、全国一律なのか個別事業に応じたのかというときに、概念整備するときにはやはり量的に繋がっていけないということで、責任というような概念にすると中々整理しづらいのかなということでございます。当然実施が適切な中に、全体の中に責任というのは当然あると思いますので、我々としてはそういう思いで書かせて頂きました、ということでございます。

(間野会長)

西川委員、よろしいですか。内容的には多分これでいいかなという感じがしますが。

(榑委員)

行政と障害者団体と書いてあるんですけど、ちょっと分らないのが社会福祉協議会の行っている事業というのは相当広範になされているんですけど、ここが行っているのは行政ということでまとめてお考えなんですか。

(間野会長)

社会福祉協議会が行政側に入るのか。入らないとすればどこに、等に入っているのかどうか。そのあたりのお話ですかね。はい、事務局いかがでしょうか。

(障害福祉課長)

形態が委託なのか補助的にやっているのかというのはあると思いますけれども、そういう形態とかも踏まえて今後考えて参りたいと。今の段階で確固としては言えないんですけども、1つの見方としてはその事業が委託であるのか、それとも自主的にやられるものに対して補助を行っているのかと、こういう視点はまずあるのかなと思います。後、それ以外にも色んな要素があると思いますが、その詳細はまた今後詰めてやらせて頂きたいと考えております。いずれにしてもこれを契機にいい事業を作っていきたいのが我々の思いですので。

(間野会長)

社協は多分障害者団体等の方に入るのでしょね。要するに事務局の方は社協をその立ち位置をどういうふうに捉えられているのかっていう質問だったと思うので、僕自身の感覚でいうと社協はやっぱり行政じゃない括りだと思うので、だからもし入れるとすればこの障害者団体等の等のところに入っているというふうに見るべきだと思うんですが、その辺りのことはいかがなんですか。

(堀田委員)

社協は、これはもう社会福祉法人ですから行政じゃありません。そこはもうはっきりしたことです。ただ課長さんがおっしゃったように、事業についてそれが補助、委託ということはあると思います。さっきの西川委員の言葉を借りれば、社協が一定の公的責任を負ってやっている事業。だから組織丸ごと行政か民間かというの違うと思うんです。そういう性格からいけばもうこれは民間であると、れっきとした。ただ、やってる事業ごとに見ていったときには、それは行政が委託事業をやってる場合は、それは社協の自主的な事業じゃありませんから、それはもう行政のある意味では代わりというか行政に代わってやってるという理解で私はいいと思いますけども。

(間野会長)

そういうことでいいんですよ。僕は今、団地再生のことをやってるので、団地再生で社協がやっていることなんていうのは別に市から補助をもらわずに実際やっていますから、やっぱり独立したものだという認識だと言わざるを得ないと思います。

(障害福祉部長)

はい、先程、副会長が言って頂いたような認識を持っておりまして、どちらに入るのかと言われると行政ではなく障害者団体等の等に。むしろ団体ではございますけども等に入ると思います。それで先程、課長も申しあげましたように委託的な、行政の補完的な仕事を請け負う形でやられた場合と自主的にやられた場合との分けで、このマトリクスはどこに入るかはまたそれぞれに判断させて頂きたい。それは来年度以降の話になっていくと思いますけども。そういうふうに考えております。

(後藤委員)

前回意見を述べさせて頂いたことがきちんと反映して頂き、ありがとうございます。1点だけ質問させてください。34ページの「地域生活支援の充実」の③「発達障害(者)、高次脳機能障害(者)、難病患者(者)への支援の充実」の中で、アが発達障害、イが高次脳機能障害、ウが難病となっております。アの発達障害では「支援に努めます」、イの高次脳機能障害でも「支援の充実に努めます」、ウの難病はどう書いてあるかと言いますと、「支援に努めます」となっております。この表現には何か意図があるのでしょうか。

(間野会長)

大変なところです。

(後藤委員)

そうなんです。とても大変。

(障害自立支援課長)

特段の意図があって使い分けているわけではございません。今回の総合支援法の施行で障害福祉サービスの提供をする、新に対象に加わっていくということで委員からご紹介ありました通り、まだ障害サービス等をどのようにしていくかというようなところがまだまだ不明確なところがございます。そういう意味も込めまして法に基づいて適切な支援に努めますと、こういうことを書かしてもらっておるわけでご覧しまして、特段意図があって表現を変えているということではないです。

(健康福祉局長)

意図はある。意図は今の意図です。継続している事業については充実していきますよと。難病については新しく施行される法律に基づいて、まず適切にスタートしますよということを書いてある。そこが意図で、いわゆる今言ったような悪意は無い、という意味でご理解頂ければと思います。

(後藤委員)

よくわかりました。ただ、5年間の計画でもありますし、スタート時点では確かにそうかもしれませんが、目指すゴールは充実してもらいたいと思います。ですので「充実に努めます」という表現にして頂けますでしょうか。

(障害福祉課長)

はい、そのような意味も込めましてちょっと表現の方を工夫させて頂きたいと思います。

(後藤委員)

はい、よろしく願います。

(西川委員)

先程アンケートのところを少し縮小するということが、ちょっとお話があったと思うんですね。大体これだけの分厚いやつがどの位出される計画なのか、予算的にも心配しているんですけども、何部位どういうところへこの冊子が渡されるのかというようなこともちょっと気になります。アンケートのところは、私は非常に大事だなと思って、協議のときにすごく熱心に集約して頂いて良かったなというふうに思ってるんですけども、実際に今度読むとなるとこれは本当に読みにくい、そんな言い方したら悪いんですが、やっぱりグラフ化するとか、そういったようなことをしながらもう少し体裁を整えるとか、そこらあたりの考え方をちょっと聞かして頂きたい。それからもう1つは私も市民委員になってるんですが、市民意見を頂いたということで、その方達はおそらくご自身の住所とかを書いて出されたのか。せつかく回答をきちっとされてるわけですから、その方に回答をされてたのか、その辺りをせつかく市民意見として出された貴重なあれはどういうふうに返していつているのかなという。これを見たら分かるよという格好にしかないのかどうか。無記名で恐らく質問された方もあるだろうし、あるいは名前を名乗って質問された方もあるんじゃないかなというふうに思ったりしてるんで、せつかくの意見で、もしそういう方に返すとすれば、この出来た冊子をお渡しが出来れば一番いいんじゃないかなというふうに思ったりもするんですけども。ちょっと老婆心というか、いらんことを言ってるんですけども、何かそのあたりちょっと気になります。

(間野会長)

事務局、まずはどちらにしてもちょっとそれは気になるところではありますし、それから市民意見のことはちょっとそのあたりの取り扱い、どういうふうに答えるのかとつていうあたりもよろしく願います。

(障害福祉課長)

後の方からの質問からの回答で恐縮なんですけれども、市民意見の募集の結果というのは、今お示しした通りでございまして、後、資料が出来上がったあかつきには分かる方については資料を送れば、当然そこでどういう本市の考え方が見えると思いますので、それはやって参りたいと考えております。データーの方なんですけれども、データーはもう時間も中々厳しいところもありまして、こういう生のデーターはお示しするかたちで資料を整えたいと考えているところでございます。時間もございませんので、グラフ化してというところは中々難しいのかなという思いでございます。

(障害福祉部長)

一般的にすいません、ちょっと部数が分かるまでの場繋ぎですいません。一般的に市民アンケートを頂きましたものにつきましては、それに対する対応、お答え、相手方が分かっている場合はお答えも出来るんですが、匿名の場合もありますので一般的にはホームページに載せて、こういうご質問を頂いてこういうふうに対処致しましたという回答も載せて参ります。それからこの障害者基本計画が



出来上がりましたら、当然のことながらホームページにアップを致しまして、出来るだけ見て頂きやすい場所に置きたいと思っているんですが、現計画は大変深いところにございます。そういうことでホームページの方にもアップをしてお答えするようには考えております。

(榊委員)

このアンケートの結果はすでにホームページに発表されていますか。

(障害福祉課長)

まだ、アップが出来てませんで、この計画が出来上がったときに、全体の中の一部分としてアンケートもアップしていくというふうに考えています。

(榊委員)

そうするとね、是非とも冊子にするかどうか予算の関係もあるのでそれはお任せするんですけども、出来たらこの全文はホームページに掲載して頂ければと思うんです。必ず質問が出るだろうと思うのがこの 121 ページの問 41 の「あなたはこれまでに、障害や病気があるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか。」っていう質問に対して「ある」が 31 パーセントで「ない」が約 57 パーセントというこれは、どう考えても障害者の本人や家族も思いから見たら違うんじゃないかということをお願いして、障害種別でやってもらいましたよね。それを載つけるのかどうなのかというのもあるのかと思うんですけど、必ずこれは質問で出てくると思います。ただはっきりしているのは障害児と知的障害が「ある」、差別を受けたがあると答えたのが圧倒的なんです。それは本人が書いてないからかなという話もありましたよね。だからこの辺を当然身体障害、私もこのことで随分障害者団体とも話したんですけど、絶対におかしいというのが大体一致するんですよね。ただそうした場合にここでご説明頂いた色々な障害種別のデータがありましたよね。ああいうふうにしてもらえればまた納得するのかなと思って、それを掲載するかどうかはそちらのご判断ですけども、是非ともアンケートの中身もこの回答もホームページに掲載して頂きたいと思います。

(障害福祉課長)

まず先程お答えそびれておりました冊子の数ということなんですけれども、これは最終的にページ数によって実は前後するんですけども、現時点では 500 部程作成することを予定しておるところでございます。これはページの数と紙質等によって変わるんですけども、ということございます。後、アンケートに関してなんですけれども、ちょっと見づらいんですけども障害種別ごとに一応書いてはおるところで、例えば 105 ページであれば身体障害者というかたちで上になっておるところでございます。見にくいというお話であればどの様にすれば見やすいのかということをご検討したいと思います。

(間野会長)

榊委員がおっしゃったのはクロス集計ですね。だから問 41 を障害種別とクロスさせた表が載らないとみんなが誤解するよという話ですね。そういうふうに言いますとみんなクロスにせにゃいかんことになるので、より更に膨大になってくるわけで、その辺の扱いが非常に難しいところがありますが、ホームページにはクロス集計も全部載せるとかっていうことが有りうるのかなという気もするん

ですが、その辺どうでしょう。とりあえず今の段階での事務局の考えは。

(障害福祉課長)

実はこの単純集計をまとめるだけでも業者に委託して、相当な時間を要しております。更にこれをクロスというかたちになると中々難しいのかな、今年度末までにはちょっと難しいかなと実務的にはまず考えております。ただ今回障害者の計画を作った、これは5ヶ年計画であるんですけども、今後施策を展開していくなかで、ここに明示的に書いていないものは出来ないというわけでは当然なくて、今後色んな意見とかあるいは今ご提言頂いた分析とかしつつ、更に施策を精緻化していくことは必要なことであると考えているところでございます。今回のものについてはこのまま進めさせて頂きたいというのは事務局の考えなんですけども、頂いたところをまた我々の中で分析等して、また新しい施策へ繋げていくような取り組みをやって参りと考えております。検討して参りたいということです。

(天方委員)

今のクロスの話も含めてなんですけども、私はこれでいいと思うんです。これ5ヶ年計画ですので。この先、5ヶ年先でどういう数字に変わってくるかということも、見るためにも私は必要ではないかと思えます。それとやはり知って頂くということがやはり第一ですので。何でもかんでも数字で持ち上げていくということじゃありませんので、私達、親としても何をすべきかということをもまず考えて、それから色んなことの要求もしたいと思えます。だけどそれだけではやはり、この策定をして頂いた意味もありませんし、あまりにも行政、それから色んなところへの要求を出し過ぎると思うんです。それよりもやはりこの中で色んなことを何を審議すべきか、ということをも皆で考えて、そして要求しないと個人的な要求になってしまいますので、やはりこの全体で考えてこれを網羅しながら5ヶ年先をやはり見て行く必要があるんじゃないかということをも私は非常に感じております。

(間野会長)

いずれにしてもこの報告書に関しては、特に今回本文以外のところは初めて付いてきたんで、少しそのあたりの方針だとか何かというのをクリアにして頂ければいいかなと。勿論限界があると思えますので、その辺りは皆さんご理解頂くということで行くしかないかなと思えます。ということでよろしいでしょうか。他いかがでしょうか。はい。

(堀田委員)

ちょっと関連なんですけど500部という話だったんですけど、ここにこだわるということじゃないんですけど、ダイジェスト版とかって作られないんですか。

(障害福祉課長)

概要はもっともシンプルにということで参考資料3のものを考えているところでございます。

(堀田委員)

これはもう骨ですね。もうちょっと筋や肉の付いたようなものを。それとちょっと思うのはやつ

ぱり大事なものは市民向けとか一般向けに出すときには、相談支援体制というのがすごく大事じゃないかなと思うんです。ここでいうと 27 ページ以降ですかね。今回の計画の中でここは非常に要だなという認識を持っておりますけど、障害を持った方がどういうふうにどこに相談をして、そしてそれがどういうふうに整理がされて、例えば自立支援協議会何かも含めて具体的なサービス、あるいは施策に結びつくというのを何か絵図面で作って頂くといいかなと思うんですけど、それとダイジェストをちょっとはさんで頂くと、今回の計画はある意味ではそういう地域協定とか相談支援体制を充実していくということは非常に重要なので、そこも可能な限り考えて頂ければと思います。

(障害福祉課長)

まず今回の基本計画というものでございますけど、まず市が行う施策を一覧性を持たせたかったということ。後は 5 年間の中期計画でございますので、この中でどれを重点的にしていくのかということ。そしてこの中期計画見直しの中でこれを契機にして新しいものを作っていきたいと、こういうことを指し示したいと。一覧性と後、新しいものを作る視点、そしてこれを契機にそれ以外のものについても新しいことが出来ないかと考えていきたいと、こういうものでございます。委員のおっしゃったことは非常に重要なことだと考えております。実際これは取組の中で今回話があった行政、障害者団体との事業の分けとか、後は相談支援、就労支援と 3 つございますけど、これは具体的にまだ詰まってないところも正直ございます。これを実際具体化していく中でお示ししたいと思っております。実際この計画はこの推進協議会におきまして皆さまに進捗状況をチェックして頂くということも計画にも記載しておるところでございます。この中でより具体的になったものをご示し頂いて色々ご意見を頂きながらやっていきたいなと、このように考えているところでございます。よろしくお願い致します。

(間野会長)

ということは概要ということに関しては、今、出されている参考資料以上のものを作ることは考えていないと。

(障害福祉課長)

ええ、現段階ではここまでと考えております。ただ頂いた話は確かに重要だと思っておりますので、今後皆さまにフォローアップして頂く中でより具体的なものを見せるようにしたいと、このように考えています。それは我々の責任でやって参りたいと考えております。

(間野会長)

ということで今後の課題という感じですかね。

(榊委員)

資料 3 の 2 ページ目の一番下、計画の基本的な考え方の中にさっき課長がご説明されたように、障害者雇用の拡大と定着って言葉を入れて頂いている。この概要に中の 2 ページの中に「さらに、企業等による障害者雇用の拡大」とありますけども、ここには定着は入れないんでしょうか。前のシナリオの方はこっちの基本計画の本体にあるように、拡大と定着ってワンセットになっているので、

概要版であるとすればこっちの方がより市民の目に付くでしょうから。

(間野会長)

いかがでしょう。入れたらいいと思いますけど。

(障害福祉課長)

考え方としてなんですけども、表題も「障害者の雇用の拡大に向けて」となっています。実際障害者の雇用の拡大というのは、当然、定着も含めないと拡大はしたことにならないのかなというところがあって、このままにしております。実際取り組みするときには拡大と定着という概念を分けた方が分かりやすいのかなということで、今このようなかたちで書かせて頂いている。だから拡大と定着に向けてという語呂がどうなのかなという、ちょっと語感もあったんですけども、ただ実際やるときにはきっちり定着ということを書いて実効性を担保したいなど、このような思いで文章としては作成させて頂いたというところでございます。考え方としては今申し上げた通りでございます。

(間野会長)

うん、修正しますよね、これは。

(障害福祉課長)

はい、分りづらいということであれば修正致します。

(間野会長)

これは、だってこの協議会で拡大だけじゃないっていうことを散々議論して、定着を入れたわけですから。概要にもちゃんと入れるべきだと思いますのでよろしくお願いします。他、いかがでしょう。

(西川委員)

市民向けに分りやすくという意味では、あるところでは何々しますになって、その後あるとことでは何々という支援というだけになってみたり、やっぱり少し言葉に柔らか味がある格好に、「努めます」とか、出来れば分かりやすい言葉で、可能な限りそういうふうにして頂けると有り難いなというふうに思います。よろしくお願いします。

(間野会長)

問題はこの障害者計画案をどうするかですよね。多分、今、西川委員のご意見なんかは多分もう後は、事務局お任せでもいいかなという感じはするんですが、例えば最初に出ていた防犯のことなんかはどうでしょうか。つまりもう後は、幾つかの対応の仕方があります。皆さんに通知が行ってるように金曜日にも一応日にちを取っていますから、出来るだけ今日でまとめてしまいたいという思いは今事務局の方から伝わっていると思います。それで方法としては金曜日にもう一回やってちゃんと確認をしなきゃいけないというのが 1 つ。それから後は事務局お任せか、あるいはプラス僕が見るといって会長一任みたいな形。もう 1 つは修正案をいわゆるウェブか何かで流してチェックをして頂いて、それで了解を得るといってそういう方法もあります。どうでしょうか。

(天方委員)

ここで議論をしてきているんですから、私はここまで来ましたら会長さんと行政の方にお任せをしていいんじゃないかと思います。

(間野会長)

天方委員からはそういうご意見が出ましたが、はい。

(榊委員)

これまで論議してきた主張すべきはしましたし、私は間野先生にもお任せするとかゆうことじゃなくて、私はこれを認めると、ここではっきり決めた方がいいと思います。ただ修正箇所については、これはなければ認めないというレベルは恐らく前回までで一応クリアしたんでしょから、事務局や会長にご一任というかたちではなくて、ここで決めてそれぞれの後は障害者団体なり各事業所の団体方もそれぞれ個別にもう要望出されるでしょうし、色んな運動に関ってるんですから、それはそれで良いというふうに私は考えます。

(間野会長)

という意見もあります、いかがでしょうか。榊委員の今のご意見は基本的には、今日出された案でもういいと。ただし若干その誤字、脱字だとか、あるいは文章の最後を整えとかその辺のことはもうお任せするというそんな感じですかね。もう一回開くことに関しては皆さん否定的な感じがしますが、いいですかね。そうしますともう細かいところ、先程防犯のことも先程の事務局からのお答えのレベルで了承して、計画の本文を修正することはしないということにするかどうかという、そこがちょっと天方委員と榊委員の意見には微妙な差があるなという感じがしますがいかがですか。はい、どうぞ奥田委員。

(奥田委員)

はい。私は防犯についてはやっぱり先程田中委員とかもおっしゃったように、防犯とその罪を犯して、それでまた再生されるというのは視点が違うので、ここはとても重要だと思います。なので、私はその部分は事務局が出されたものを会長一任で確認だけはして頂く方がいいんじゃないかなとは思っています。

(金子委員)

私も、支援をしたら再犯を防ぎやすいというところで、やっぱり今のようなこともどこかに何か含みを、先も田中委員がおっしゃった権利擁護に入れるのか、そういうようなところもちょっと考えて頂いて何らかのかたちでもう一度検討頂ければ嬉しいなと思います。だからそういう点では一任でお願いできたらと思います。間野会長と皆さんとですね。

(間野会長)

はい、どうしましょう。今のところとりあえずは修正を加えると、加えるけどももう一回集まって

協議をするのはやらないでにおいて、会長、副会長、事務局に一任という要望、意見の方が多いですが、他どうでしょうか。榊委員それでよろしいですか。

(榊委員)

ええ、いいですけど。ただ、形式的な問題で事務局にご一任とかというのではなくて何かこの会としてやっぱりきちっと結論出した方がいいと。だからさっきの防犯の問題もそうです。載せるか載せないかはどうぞ市の方で決めて下さいということです。ただ今委員がおっしゃったように載せた方が障害者プランとしてはきちっとしますよ。だって他の県で恐らくまだそんなことやってないから。ただそれを今の段階で言うっていうのも、またそれは去年あたりから論議したことだし、行政にそれを入れるというも無理だなという気もするし、ただこの問題は今後にもものすごくかかってくる問題だ。だから今委員がおっしゃったんだと思うんです。私もそういう立場で去年言って来ましたし。ただ載せるか載せないかは、それは市が決めればよいと思ってます。

(西川委員)

私もそういう趣旨が伝わっていると思いますし、別にこの文字を入れて欲しいとか語句を入れろというようなことじゃないのでね。それから今榊委員も言われたように、まだ全国的にもご承知のようにまだまだですし、色々課題も出てくるだろうし、そういう意味では強いてどうのこうのということではないんで、そこはご理解頂いたなというふうに思ってます。

(間野会長)

はい、というご意見もありましたがどうですかね。修正を加えられるかどうかについても確かに今、西川委員、榊委員のご発言にあったように全国的な情勢うんぬんとの関係もあるかと思しますので、いずれにしてもその辺りのことを含めて事務局の方で検討して頂いて、こういうふうに修正可能だということが、皆さんにこれでいきたいのでよろしく願いますみたいな感じで。報告みたいな感じで。見て頂いた上でという。

(古池委員)

私はこの計画で皆さん了解しているということで決められていいんじゃないかと思えます。今、色々ご意見が出ていますからそれは事務局の方で責任を持ってまとめられて、会長が報告されればいいかと思えます。それで私はこれで了解したいと思えます。

(間野会長)

はい、ということで見ますとどうですかね。どちらにしても最初の議論では少しその辺りどうするかということに関してはやっぱり事務局の方で考えて頂く。その結果を報告して頂いて、それでしようがないねということだったらしょうがないねで、そのままいくという感じですかね。一応会長、副会長が結果を知らせてもらうということでもよろしいですか。

(間野会長)

では、今日、他にも幾つか細かいところもありましたので、そのあたり事務局の方で修正を加えて

頂いて、最終的にこれでいきますということを会長、副会長で一応確認させて頂くということで次回の協議会は開かないということにしたいと思います。よろしいですか。

(榊委員)

今後どうなるのかちょっと教えてください。

(間野会長)

それは次にちゃんとやります。とりあえず議題としてはこの計画案を審議して頂く、議論して頂くということだったんです。去年の8月から数えて6回、それ以前のアンケートとかなんか入れると足かけ4年ですかね。ものすごい長期間かけて皆さんご協力頂いて非常にいいものが出来上がったのではないかと思います。まだ課題も沢山ありますけど、いずれにしても揺れ動いているようなところも沢山ありますので、そのへんはまた引き続き注視していくというようなことで、この案としては成案としてまとめて頂くということにしたいと思います。今後、市の内部でその案が確定しましたら市内部で所要の手続きを経て、市の計画ということで決定を致します。どうも長い間ありがとうございました。それでは最後に事務局の方から事務連絡があるということで、今後のことを含めて聞きたいと思いますがよろしくお願いします。

(障害福祉課長)

はい、それでは事務連絡ということで報告させて頂きます。この計画はこの後市役所内で所要の手続き、271ページに「人がやさしいまち推進本部」というのがございまして、これは市長を本部長としたものでございます。ここでかけまして了解が得られましたら成案としての決裁を取って、正式に計画を確定するという手続きにしたいと考えておるところでございます。それでは委員の皆さまにおかれましては本当に長時間にわたりご議論賜りまして誠にありがとうございました。

(間野会長)

はい、それでは以上をもちまして本日の広島市障害者施策推進協議会を閉会致します。長時間ありがとうございました。

(一同)

お疲れ様でした。ありがとうございました。